

月例研究会（2017年11月29日）

米国における 労働時間法制の歴史的展開

神野 圭介

本報告では米国における労働時間法制の変容を長期的視点で捉えつつ、ニューディール期に労働時間規制と雇用・所得政策が結びつけられた背景や、第二次世界大戦後の企業社会形成が法改正運動に与えた影響、さらに1960年代以降の女性・マイノリティからの時短論など、先行研究で十分明らかにされてこなかった点を論じた。

「一人でも職を得られない人がいる限り労働時間は長すぎる」というゴンパースの言葉に端的に示されるように、米国の時短運動は19世紀から雇用不安との闘いでもあった。週30時間法案の挫折から全国産業復興法や司法改革の試みを経て1938年公正労働基準法（FLSA）が成立するまでの経緯については、生産調整をめぐって時短派とリベラル派に一部乖離が見られたことは確かだが、雇用問題と労働時間を結びつける労働運動の視点は影響力を持ち続け、労資間の争点である時短後の賃金についても最低賃金制度という公的アプローチによって時短と購買力安定化を両立させる立場が優勢となったことから、乖離は一定の範囲内にとどまっていたと言える。

第二次世界大戦後は法定労働時間短縮を求める運動が停滞するが、その背景には企業社会という新たな社会秩序が形成されたことがあった。戦後の繁栄を予見したカイザリングら一部のリベラル派が時短論を正面から攻撃し始めた

のは1945年完全雇用法案をめぐる議論からであるが、経営側が生産性向上の成果を時短ではなく広義の企業福祉で還元している（付加給付でワークシェアが高コストになった）という論理で自信を回復し、組織労働の多くも週40時間体制での時間外労働を受け入れていったのは、1940年代末から50年代前半にかけてである。この時期に米国の労働時間をめぐる状況は転期を迎えた。

他方で1960年代以降、雇用不安が大きい一部産業や女性・人種的マイノリティの多いセクターではFLSA改正への関心が高まった。小売・サービス産業などへの適用拡大や、ジョンソン政権による時間外割増賃率引き上げの試みをめぐり、公民権運動や女性労働運動の中から経済的公正のための労働基準改正論が生じた。1970年代に失業圧力が高まると、彼女らの不満は米国企業社会の安定装置であったセニオリティ制度へと向けられ、アフーマティブアクションよりも多様な階層に受け入れられる第三の道として改めて時短ワークシェアリングが目された。しかしながら国際競争で態度を硬化させた経営に圧され、1979年の週35時間法案挫折をもって米国における法定労働時間短縮の動きは沈黙した。1980年代以降のFLSA改正提案は規制緩和を求めるものを中心となるが、それは今後の研究課題である。

ちなみにFLSA原案段階の公正労働基準には、固定化された最低基準だけでなく繰り返しアップグレードされる労働条件を普遍化していくメカニズムが含まれていた。1970年代には社会保障で支える週休3日制やサバティカル法制化などの提案もあった。このような忘れられたアイデア・意見を拾い上げていく課題もまだ残されている。

（じんの・けいすけ Ph.D. in History : The Graduate Center, CUNY）